

# 監理措置に関する意見聴取（2023年版）補足資料

特定非営利活動法人なんみんフォーラム  
2023年4月

なんみんフォーラムは、2023年3月7日に政府が国会に提出した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（入管法改正案）において新設が提案されている「監理措置」について、弁護士や外国人支援団体／個人のみならずから意見聴取を実施しています。

「監理措置」に関する論点をより詳しく知っていただけるように、こちらの補足資料を用意いたしました。意見聴取のフォームと合わせて適宜ご参照ください。

## 【目次】

<b>1. 法案に対する市民社会の反応</b> .....	<b>1</b>
(1) なんみんフォーラムの意見.....	1
(2) なんみんフォーラム加盟団体、弁護士会等による意見.....	2
<b>2. 国際社会からの声</b> .....	<b>2</b>
<b>3. 2021年法案からの変更点</b> .....	<b>3</b>
(1) 監理措置の決定について.....	3
(2) 監理人への情報提供について.....	3
(3) 監理人による届出、報告について.....	3
(4) 保証金について.....	3
<b>4. 監理措置に関するQA</b> .....	<b>4</b>
<b>5. 図解：監理措置の仕組み</b> .....	<b>5</b>
<b>6. 関連条文の抜き出し</b> .....	<b>5</b>
(1) 監理措置の決定・取り消しについて（質問8～9）.....	5
① 収容に代わる監理措置.....	5
② 監理措置決定の取り消し.....	6
(2) 監理措置対象者の処遇（質問10～11）.....	7
① 監理人.....	7
② 報酬を受ける活動の許可等.....	7
③ 罰則.....	7
(3) 監理人の役割・義務（質問12～13）.....	8
① 監理人.....	8
② 監理人による届出、報告.....	8
③ 罰則.....	9

## 1. 法案に対する市民社会の反応

### (1) なんみんフォーラムの意見

2021年に提出されたほぼ同内容の法案（その後廃案）に対する、なんみんフォーラムの意見書を以下よりご覧いただけます。「監理措置」には多くの課題があり、難民をはじめとする外国人の基本的人権を尊重し、必要な支援を含んだ適切な制度であるとはいえないと考えます。

- なんみんフォーラム「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見」（2021年3月5日）<http://frj.or.jp/news/news-category/form-frj/4123/>

## (2) なんみんフォーラム加盟団体、弁護士会等による意見

2023年の入管法改正案の再提出を受けて、弁護士や支援団体からの懸念の声があがっています。

- 特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク、全国難民弁護団連絡会議、日本カトリック難民移住移動者委員会、入管問題調査会、全件収容主義と闘う弁護士の会、ハーマスミスの誓い、特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ「2023年入管法案に対する意見」  
<https://www.openthegateforall.org/2023/03/2023iken.html>
- 認定NPO法人 難民支援協会「入管法改正案の閣議決定を受けて」  
<https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2023/03/imlaw23comment/>  
「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する意見」  
<https://www.refugee.or.jp/report/refugee/2023/03/imlaw23opinion/>
- 日本弁護士連合会「出入国管理及び難民認定法改正案に反対する会長声明」  
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2023/230309.html>
- 東京弁護士会「入管庁公表資料「現行入管法の課題」に対し抗議し、再提出された入管法改正案の撤回を求める会長声明」  
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-677.html>

その他、関連する報道や声明等を、こちらにまとめています。

<http://frj.or.jp/news/news-category/form-frj/5328/>

## 2. 国際社会からの声

日本の入管収容および難民認定制度に対して、国連の人権条約機関は再三にわたって勧告を行っています。最近では、国連の自由権規約委員会が、収容期間の上限を導入することや、効果的な司法審査のための措置を講じることを求める勧告を出しています。また、2021年の入管法改正案に対しては、国連・人権理事会の特別手続による共同書簡において、国際人権法違反との指摘が行われています。

- 国連・恣意的拘禁作業部会による意見（2020年10月）  
<http://www.jlnr.jp/jlnr/?p=1149>
- アムネスティ・インターナショナル日本「国際人権基準に則った出入国管理及び難民認定法改正を求める意見書」（2021年2月）  
[https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0219\\_9114.html](https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0219_9114.html)
- 国連・人権理事会特別手続専門家らによる、政府提出の入管法改正案に対する共同書簡（2021年3月）  
<http://www.jlnr.jp/jlnr/?p=2786>
- UNHCR「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第204回国会提出）に関する国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の見解」（2021年4月）
  - 全文  
<https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2021/04/20210409-UNHCR-Comments-on-ICRRA-Bill-Japanese.pdf>
  - 概要  
<https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2021/04/Executive-Summary-2021-0409-UNHCR-Comments-on-ICRRA-Bill-Japanese.pdf>
  - 一部サマリー  
<https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/2022/06/Partial-Summary-ICRRA-Bill-Japanese-provisional-tr-20220224.pdf>
- 国連・自由権規約委員会による総括所見（2022年11月）  
<http://www.jlnr.jp/jlnr/?p=7801>
- アムネスティ・インターナショナル「日本：終わりなき収容 入管法改悪の動きに声を上げる移住者」（2023年3月）  
[https://www.amnesty.or.jp/news/2023/0318\\_9876.html](https://www.amnesty.or.jp/news/2023/0318_9876.html)

### 3. 2021年法案からの変更点

監理措置に関して、今回提出された入管法改正案では、2021年の法案と比べて主に以下の点が変更されています。

#### (1) 監理措置の決定について

- 概要：退去強制令書発付者への監理措置決定時の考慮要素として、「収容により受ける不利益の程度」を追加。
- 関連する条文：第52条の2 前条第8項の規定による通知を受けた主任審査官は、退去強制を受ける者（略）が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を収容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置に付する旨の決定をするものとする。
- 変更点：2021年法案から下線部を追加。

#### (2) 監理人への情報提供について

- 概要：監理人からの相談に応じて、入管庁長官が「必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする」との規定を追加。
- 関連する条文：第44条の3第8項 出入国在留管理庁長官は、監理措置の適正な実施のため、監理人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 変更点：2021年法案から追加された条文。

#### (3) 監理人による届出、報告について

- 概要：監理人による入管庁・主任審査官への生活状況等の届出義務について、その場面を「被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるとき...の報告」に変更。
- 関連する条文：第52条の3第5項 主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。
- 変更点：2021年の法案から主に下線部を追加・変更。

#### (4) 保証金について

- 概要：保証金の納付を必須とせず、「監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるとき」に条件とすることができるとした。
- 関連する条文：第52条の2第2項 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、300万円を超えない範囲で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。
- 変更点：2021年の法案の同条第1項より「法務省令で定める期限までに300万円を超えない範囲で法務省令で定める額の保証金を納付することを条件として」を削除し、第2項を追加。

#### 4. 監理措置に関するQA

※監理措置制度について、Q&A形式で解説をします。

##### Q1 監理措置とは？

これから収容されようとしている方や、すでに収容されている方について、「監理人（Q2参照）」による指導や監督の下で、収容施設外での生活を認める制度です。

##### Q2 監理人とは？何をやるの？

政府は、被監理者（監理措置の対象者）の親族や知人、支援団体や弁護士を監理人として想定しているようです。その方の監理人になることを承諾している人の中から、入管が選びます。監理人になると、被監理者の指導や監督を行うこととなります。また、被監理者に対して、支援・情報提供などを行うよう努めます。ただし、生活状況を把握し、条件の遵守状況や、逃亡のおそれなどについて、入管に届出／報告をする義務が課されます。

##### Q3 誰が対象なの？

退去強制令書が発付されている方や、そのための審査中の方について、逃亡のおそれなどを考慮し、入管が対象にあたるかを判断します。ただし、監理人になる方がいなければいけません。また、入管は300万円を超えない範囲の保証金の支払いを求めることができます。

##### Q4 被監理者（監理措置の対象者）の生活は？

収容されることなく生活することができますが、行動範囲の制限や入管への出頭など、様々な条件が課せられ得ます。退去強制令書が発付されていない方は、就労を認められる場合があります。就労許可の有無にかかわらず、公的な生活保障のための仕組みは示されていません。

##### Q5 監理措置に期限はあるの？

まだ詳しいことは明らかになっていません。ただし、監理人の選定を入管が取り消し、新たな監理人が選定されなかった場合、監理措置は取り消されます。その他、被監理者が監理措置条件に違反した場合などにも、監理措置が取り消される可能性があります。

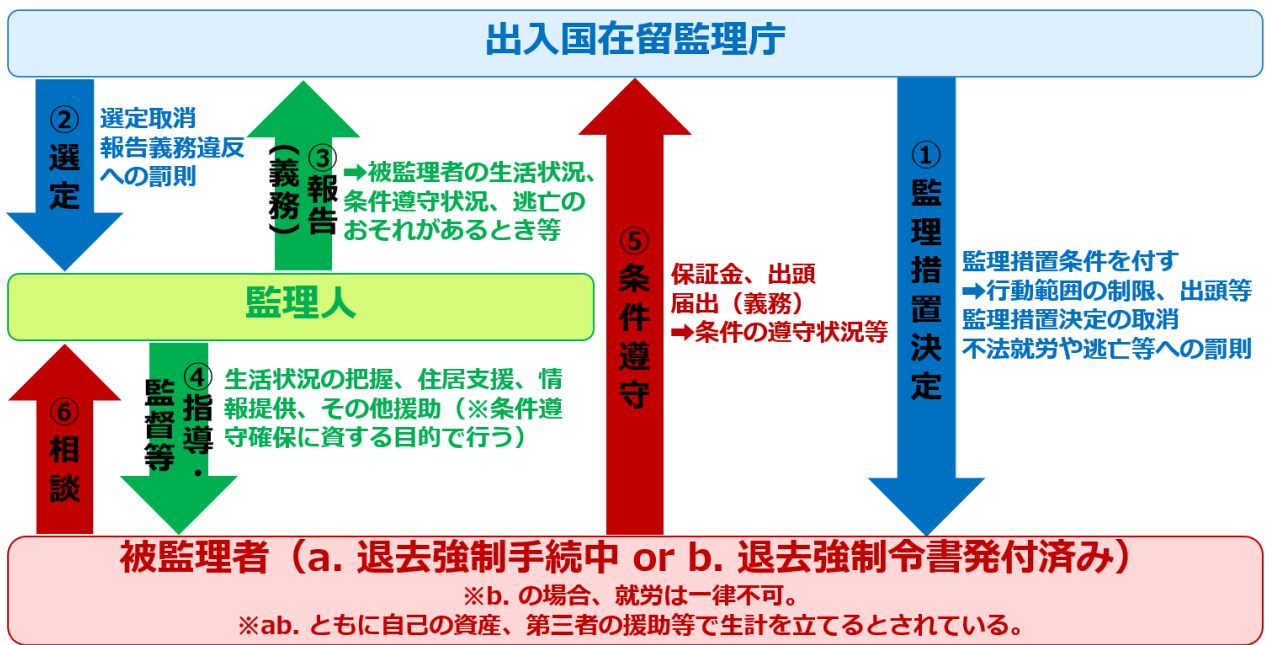
##### Q6 仮放免はどうなるの？

法案では、健康上の理由がある場合など、例外的な場合のみ仮放免を行うとしています。保証金はありません。政府は、収容から解く手段として、仮放免ではなく監理措置を一般的に用いることを想定しています。

##### Q7 罰則があるってほんと？

はい。被監理者が、①許可を受けずに就労した場合や、②逃亡した場合の罰則（懲役、罰金など）が設けられています。また、③入管への届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合も、罰則（罰金）があります。監理人についても、④入管への届出や報告を行わなかったり、虚偽の届出や報告をした場合、罰則（過料）を受けます。

## 5. 図解：監理措置の仕組み



入管庁資料よりFRJ作成

- 出入国在留管理庁が、被監理者に対して「①監理措置決定」を行います。その際、監理人を「②選定」します。
- 監理人は、入管に対して「③報告」を行わなければなりません。被監理者に対しては「④指導・監督等」を行います。
- 被監理者は、監理措置決定の際に付された「⑤条件を遵守」する必要があります。また、監理人に対して「⑥相談」を行い、監理人はそれに応じて「住居支援・情報提供・その他援助」に努めるとされています。

## 6. 関連条文の抜き出し

※ [] 内は、なんみんフォーラムによる編集

### (1) 監理措置の決定・取り消しについて (質問8～9)

#### ① 収容に代わる監理措置

【第44条の2】第1項 [...] 容疑者 [= 退去強制事由に該当する疑うに足りる相当の理由があるとされた者] が逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度その他の事情を考慮し、容疑者を収容しないでこの章に規定する退去強制の手続を行うことが相当と認めるときは、容疑者を監理措置 [...] に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される容疑者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他逃亡及び証拠の隠滅を防止するために必要と認める条件 [...] を付するものとする。

第2項 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は証拠の隠滅を防止するために必要と認めるときは、300万を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

第3項 主任審査官は、第1項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

第4項 [...]の規定により収容された容疑者（第54条第2項の規定により仮放免された容疑者を含む [...]）は、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対して、自己を監理措置に付することを請求することができる。

第5項 被収容容疑者が16歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら前項の請求をすることができない場合には、当該請求は、次の各号に掲げる者（16歳に満たない者を除く。）であって当該被収容容疑者と同居するものが、当該各号の順序により、当該被収容容疑者に代わつてすることができる。

- 一 配偶者
- 二 子
- 三 父又は母
- 四 前3号に掲げる者以外の親族

【第52条の2】第1項 [...] 退去強制を受ける者（収容されている者又は仮放免されている者をのぞく）が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、収容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を収容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置 [...] に付する旨の決定をするものとする。この場合においては、監理措置に付される者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼び出しに対する出頭の義務その他逃亡及び不法就労活動を防止するために必要と認める条件 [...] を付するものとする。

第2項 主任審査官は、前項の決定をする場合において、監理措置に付される者による逃亡又は不法就労活動を防止するために必要と認めるときは、300万円を超えない範囲で法務省令で定める額の保証金を法務省令で定める期限までに納付することを条件とすることができる。

第3項 主任審査官は、第1項の決定をしたときは、入国警備官に対し、その旨を通知するものとする。

第4項 退去強制を受ける者（収容されている者または仮放免されている者に限る。次項において同じ。）は法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、自己を監理措置に付することを請求することができる。

第7項 第44条の2第5項の規定は第4項の請求について [...] それぞれ準用する。

## ② 監理措置決定の取り消し

【第44条の4】第1項 主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならない。

- 一 [...] 保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかったとき。
- 二 前条第6項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

第2項 主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。

- 一 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
- 二 証拠を隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
- 三 監理措置条件に違反したとき。
- 四 第19条第1項の規定に違反する活動を行ったとき、次条第1項の規定による許可を受けずに報酬を受ける活動 [...] を行ったとき [...] 。
- 五 第44条の6の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

【第52条の4】第1項 主任審査官は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消さなければならない。

- 一 [...] 保証金を納付することが条件とされた場合において、被監理者が、同項の法務省令で定める期限までに保証金を納付しなかったとき。
- 二 前条第6項において準用する第44条の3第6項の規定により監理人の選定が取り消された場合、監理人が辞任した場合又は監理人が死亡した場合において、被監理者のために新たに監理人として選定される者がいないとき。

第2項 主任審査官は、被監理者が次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、監理措置決定を取り消すことができる。

- 一 送還を実施するために被監理者を収容する必要性が生じたとき。
- 二 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき。
- 三 収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行うと疑うに足りる相当の理由があるとき。
- 四 監理措置条件に違反したとき。
- 五 次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

## (2) 監理措置対象者の処遇（質問10～11）

### ① 監理人

【第44条の3】第8項 出入国在留管理庁長官は、監理措置の適正な実施のため、監理人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

（※退去強制令書発付者に対する監理措置において準用（第52条の3第6項））

### ② 報酬を受ける活動の許可等

【第44条の5】第1項 主任審査官は、被監理者の生計を維持するために必要であって、相当と認めるときは、被監理者の申請（監理人の同意があるものに限る。）により、[...] 報酬を受ける活動として相当であるものを行うことを許可することができる。この場合において、主任審査官は、当該許可に必要な条件を付することができる。

（※退去強制令書発付者に対する監理措置の場合、対象者の就労不可）

### ③ 罰則

【第70条】 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

九 [退去強制令書発付前の] 監理措置決定を受けた者で [...] 許可を受けないで報酬を受ける活動を行ったもの [...]

十 [退去強制令書発付後の] 監理措置決定を受けた者で、収入を伴う事業を運営する活動を行ったもの又は報酬を受ける活動を行ったもの

【第72条】 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 [監理措置条件] に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じない者

### (3) 監理人の役割・義務（質問12～13）

#### ① 監理人

【第44条の3】第2項 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他 [...] の規定により付された条件 [...] の遵守の確保のために必要な範囲内において、[監理措置対象者]の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。

第3項 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

【第52条の3】第2項 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要な範囲内において、当該被監理者の生活状況の把握並びに当該被監理者に対する指導及び監督を行うものとする。

第3項 監理人は、自己が監理する被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保に資するため、当該被監理者からの相談に応じ、当該被監理者に対し、住居の維持に係る支援、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

#### ② 監理人による届出、報告

【第44条の3】第4項 監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 被監理者が次条第2項各号〔①逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき、②証拠を隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由があるとき、③監理措置条件に違反したとき、④ [...] 許可を受けないで報酬を受ける活動 [...] を行ったとき、⑤第44条の6の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき〕のいずれかに該当することを知ったとき。

二 被監理者が死亡したとき。

三 前2号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。

第5項 主任審査官は、被監理者による出頭の確保その他監理措置条件の遵守の確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件等の遵守状況、第44条の5第1項の規定による許可を受けて行った活動の状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

【第52条の3】第4項 監理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、主任審査官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。

一 被監理者が次条第2項第2号から第5号〔②逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるとき、③収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行い、又はこれらの活動を行うと疑うに足りる相当の理由があるとき、④監理措置条件に違反したとき、⑤次条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき〕までのいずれかに該当することを知ったとき。

二 被監理者が死亡したとき。

三 前2号に掲げるもののほか、監理措置を継続することに支障が生ずる場合として法務省令で定める場合に該当するとき。



第5項 主任審査官は、被監理者による出頭確保その他監理措置条件の遵守確保のために必要があるときは、法務省令で定めるところにより、監理人に対し、当該被監理者の生活状況、監理措置条件の遵守状況その他法務省令で定める事項の報告を求めることができる。この場合においては、監理人は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。

### ③ 罰則

【第77条の2】 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 二 第44条の3第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第44条の3第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第44条の3第7項 [...] の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第52条の3第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第52条の3第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者